

平成29年12月吉日

関係各位

珠洲食祭実行委員会
委員長 藤野 裕之

食祭 珠洲まるかじり「食のテント村」出店募集（二次募集）のご案内

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当実行委員会では、珠洲の「食」をテーマに県内外に広く発信すると同時に郷土の食の豊かさを再認識する場を創出する冬のイベント『食祭 珠洲まるかじり』を平成30年2月25日（日）に珠洲市飯田町の春日通り（珠洲市役所前の通り）において開催する運びとなりました。

つきましては、本イベント「食のテント村」コーナーの出店を募集いたしますので、何卒趣旨をご理解のうえ、ご出店下さいます様お願い致します。

なお前回は、会場設備の都合もあり、お申し込みをいただき場合でも残念ながら出店をお断りした団体様もございました。その点につきましても何卒ご容赦くださいますようお願いいたします。

■開催日時 平成30年2月25日（日）10:00～15:00

■開催場所 珠洲市飯田町 春日通り（珠洲市役所前通り）

■募集対象・出店料等について

募集対象	奥能登・珠洲市の特産品の販売、または珠洲産の食材を使用した飲食販売を行う事業者・団体
申込締切	平成30年1月15日まで
基本出店料	1コマ 20,000円（追加2コマ目以降+5,000円）

※出店条件等詳細は、次頁以降をご参照ください。

【出店までの流れ】

- ①出店申込書に必要事項を記入し、郵送・FAXにてご提出ください。
- ②申込締切日から1週間以内に、当実行委員会から郵送で可否の連絡をさせていただきます。
- ③出店承認を受けられた方は、後日、出店者説明会資料と「道路使用許可申請書（2枚）」が届きますので、指定期日までに「道路使用許可申請書（2枚）」に記名・押印してご返送ください。（ご送付がない場合は、出店の意思がないものと判断します。）

<事務局> 珠洲食祭実行委員会

〒927-1214 珠洲市飯田町 1-1-9 珠洲商工会議所内

TEL.0768-82-1115 FAX.0768-82-1608

【1. 出店条件】

- 『珠洲』の食祭イベントです。原則として珠洲の特産品販売を心掛けてください。
飲食店等をお考えの方は、趣旨を十分ご理解いただき、珠洲産の食材を使用して下さい。
- 一次募集については、奥能登2市2町（珠洲市、輪島市、能登町、穴水町）の事業者・団体の方のみ申し込み可能です。二次募集については、地域による規制はございません。
- 食品を調理・販売する場合は保健所の許可が必要です。主催者側で取りまとめて臨時飲食店営業の申請をしますので、該当出店者は様式2「飲食物取扱ヒアリングシート」に必要事項を記入してください。
- 酒類の販売を行われる方は、輪島税務署で「期限付酒類販売免許」を必ず各自で取得して下さい。
- 地元の申込者を優先します。市外からのお申込みについては、地元出店希望者等の出品物と類似、又は競合するお申込みは、お断りをする場合があります。尚、応募多数の場合は前述内容等を加味し、主催者側で選考します。
- ブースの位置は主催者において決めさせていただきます。
- 出店に関する権限について、他の者に転貸または営業委託、若しくは名義貸し等を行うことは禁止いたします。

【2. 出店料】

- 二次募集… 1小間 20,000円～（追加2コマ目以降+5,000円）

【3. ブース概要】

- 屋外テント1小間（3.6m×3.6m）
- 1小間につき机2台、いす2脚
 - 机・いすの追加申込みされる場合は机1台（いす1脚）につき500円をご負担願います。
 - 電気を使用される場合は、電気設備費の負担を願います。
電気設備費（単層100v）／1,500wまで1,000円（追加1,000w毎3,000円）
 - 水道の利用については、ブース外に共同の給排水設備を用意します。

【4. 火気の使用について】

- 火気器具を取扱う方は「消火器」の準備が必須となります。
 - ≪火気器具とは≫ 個体、気体、液体燃料又は電気を使用する器具
（炭、LPガス、ガソリンを使用する器具、携帯用発電機、IHコンロなど）
 - 消火器の用意が困難な方は、レンタル（2,500円）もあります。

【5. まるかじり券について】

- 1,000円で1,100円分のお買い物ができる「まるかじり券」の販売を行います。1枚（100円券）を90円で本部にて換金いたしますので、取り扱いをよろしくお願いいたします。

【6. 出店取り消しなどの対応について】

- 出店が決定した後に辞退されると、多くの方にご迷惑がかかることとなりますので、そのような事がないようにして下さい。仮に辞退されることで主催者に金銭的な負担が生じた場合は責任をもって事後処理にあたっていただくようお願いいたします。
- イベント運営ならびに事務局業務に支障をきたすと判断した場合（事前準備、確認、連絡、当日運営などに対処が滞るなど）、出店を取りやめていただく場合があります。
- 主催者は、天災その他不可抗力の原因により、開催を中止させていただく場合があります。主催者は、これによって生じた損害は補償いたしません。なお、中止の場合であっても出店料の返金は致しませんので予めご了承下さい。

【7. 出店申込方法】

- 別紙様式1「出店申込書」（必要な方は様式2「飲食物取扱ヒアリングシート」も）に必要事項をご記入の上、以下の申込先へ郵送・FAXで期日までにお申し込みください。

・申込先… 〒927-1214 珠洲市飯田町1-1-9

珠洲商工会議所「珠洲食祭実行委員会」係

TEL. 0768-82-1115 / FAX. 0768-82-1608

- 申込書提出期限

様式1「出店申込書」

→ 二次募集… 平成30年 1月15日（月）

様式2「飲食物取扱ヒアリングシート」

→ 平成30年 1月15日（月）

(提出期限)
 一次募集/平成 29 年 12 月 25 日
 二次募集/平成 30 年 1 月 15 日

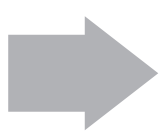
食祭 珠洲まるかじり【出店申込書】

珠洲食祭実行委員会事務局宛

申込年月日 年 月 日

出店団体名	代表者名：		申込 コマ数	コマ
	担当者名：			
担当者連絡先	住所：〒			
	TEL () - ()		FAX () - ()	
	緊急連絡先：			
看板等表示名				

■出品内容

販売品目				
食品調理	※ 有 ・ 無	水道の使用	有 ・ 無	
火気の使用	有 ・ 無 ※「有」の場合→消火器の準備をお願いします。			
電気設備	不要 ・ 要		使用機器名	電気容量
				w
				w
				w
				w
	「要」の場合、電気使用機器と容量をご記入ください。電気設備費（1500w まで 1000 円）が必要です。			※使用容量合計→
				w

※食品調理がある場合は、様式 2 「飲食物取扱ヒアリングシート」の記入もお願い致します。

※消火器レンタル（2,500 円）をご希望の方は、追加備品欄にご記入ください。

※電気使用容量合計が 1,500w を超過する場合、追加備品欄にもご記入ください。

■追加備品

・基本仕様としてテント 1 コマにつき机 2 台、いす 2 脚があります。さらに追加必要な方は以下にご記入ください。

品名	数量	金額	品名	数量	金額
机（追加）@500 円	台		電気設備費（追加） 1,000w 毎 @3,000 円		
いす（追加）@500 円	脚				
消火器以外 @2,500 円	本				

＜提出先＞ 珠洲食祭実行委員会

珠洲市飯田町 1-1-9（珠洲商工会議所内）TEL：0768-82-1115 FAX：0768-82-1608

食祭 珠洲まるかじり

(提出期限)

平成 30 年 1 月 15 日

【飲食物取扱ヒアリングシート】

出店ブース内での食品調理を行う場合は、保健所への許可申請を事務局が一括して行います。

出店団体名	
担当者連絡先	住所：〒 TEL () — FAX () —
現場従事者名	

【取扱商品一覧】 ※以下の項目は「臨時飲食店営業届」記載事項ですので漏れなく記入してください。

取扱商品	数量	原材料	仕入先	調理工程	下処理施設

【会場の平面図（レイアウト）】 ※机配置や調理設備・消火器等の位置をご記入ください。

↓ 正面 ↓

◀ 提出先 ▶ 珠洲食祭実行委員会

珠洲市飯田町 1-1-9 (珠洲商工会議所内) TEL : 0768-82-1115 FAX : 0768-82-1608